

神戸地域おこし隊 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市の里山・農村を中心とする地域（以下「対象地域」という。）に兵庫県外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼びおこすとともに、その定住・定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、神戸地域おこし隊（以下「地域おこし隊」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(活動内容)

第2条 地域おこし隊の隊員（以下「隊員」という。）は、前条の目的を達成するため、地域住民・団体及び神戸市との連携を密にし、地域の活性化及び地域力の維持・強化に資するため、次に掲げる活動（以下「活動」という。）を行う。

- (1) 地域資源（観光・特産品）の発掘及び振興に関すること
- (2) 地域間交流及び移住・定住の促進に関すること
- (3) 地域の課題及びニーズの解決に関すること
- (4) 農業の振興に関すること
- (5) その他地域の活性化のために市長が特に必要と認める活動

(資格)

第3条 隊員となることができる者の資格は次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 兵庫県外から生活の拠点を対象地域に移し、住民票を神戸市内に異動した者。ただし、隊員募集より以前に神戸市内に定住又は定着している者を除く
- (3) 前条に掲げる活動に意欲と熱意を有し、積極的に活動できると認められる者
- (4) 隊員の任用又は委嘱の期間が終了した後も、本市に定住し、就業・起業しようとする意欲のある者

(身分)

第4条 隊員の身分は次のいずれかとする。

- (1) 市の会計年度任用職員（以下「任用型隊員」という。）
- (2) 市が契約する事業者の被雇用者（以下「委嘱型隊員」という。）

2 前項第2号の場合、神戸市と隊員との間に雇用関係は生じない。

(任用)

第5条 任用型隊員は、法第22条の2第1項第1号の規定による会計年度任用職員として、市長が任用する。

(委嘱)

第6条 委嘱型隊員は、神戸市から地域おこし隊運営業務を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）と雇用契約を締結した者に、市長が委嘱する。

(任用又は委嘱の期間)

第7条 隊員の任用又は委嘱の期間は、任用又は委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する任用又は委嘱の期間は、任用の日又は受託事業者による雇用の日から最長3年まで延長することができる。ただし、隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する1年3か月以内の期間（以下「育児等に係る活動中断期間」という。）が生じ

た場合、任用又は委嘱の期間は育児等に係る活動中断期間を除いた3年以下の期間までとすることができる。

- 3 前項の規定により任用又は委嘱の期間を延長する場合には、年度単位で延長するものとする。ただし、任用又は委嘱の期間が通算で3年を超えることはできない。

(勤務条件)

第8条 任用型隊員の勤務条件については、神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年神戸市規則第6号）の定めるところによる。

- 2 委嘱型隊員の勤務条件については、原則、1日7時間45分、週31時間の活動時間とし、当該隊員を雇用する受託事業者が定めるものとする。

(報酬等)

第9条 任用型隊員の報酬、手当及び費用弁償については、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年神戸市条例第8号）及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年神戸市条例第23号）の定めるところによる。

- 2 委嘱型隊員の給与（本給及び諸手当等を含む）は、受託事業者が地域おこし隊運営業務の委託料の範囲内で負担するものとする。
- 3 前項に規定する委嘱型隊員の給与（本給。諸手当を除く）は、月額200,000円を下限とする。

(活動に要する費用)

第10条 市長は、任用型隊員の活動に要する費用を予算の範囲内で負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する各会計年度（以下「各会計年度」という。）において1,600,000円を上限とし、隊員としての任期内において合計4,800,000円を上限とする。
- 3 委嘱型隊員の活動に要する費用は、受託事業者が地域おこし隊運営業務の委託料（以下「業務委託料」という。）の範囲内で負担するものとする。
- 4 業務委託料は、隊員1人あたり各会計年度において4,000,000円を上限とする。
- 5 前項に規定する隊員1人あたりの業務委託料は、総額12,000,000円を上限とする。

(兼業)

第11条 隊員は、活動に支障がない範囲において、兼業ができるものとする。ただし、任用型隊員が兼業を行おうとするときは、あらかじめ市長に届出なければならない。

(解任又は解嘱)

第12条 市長は、任用型隊員から退職願を受理したとき、又は、法第28条又は第29条に規定する免職の事由に該当すると認められるときは、任用期間の途中であっても、当該隊員を解任することができる。

- 2 市長は、委嘱型隊員から申出があった場合、委嘱型隊員としてふさわしくないと判断した場合、又は受託事業者と委嘱型隊員の雇用契約が破棄された場合には、委嘱期間の途中であっても当該隊員を解嘱することができる。

(隊員の身分の証明)

第13条 隊員は、活動に従事するときは、神戸市が発行する隊員証明書（以下「証明書」という。）を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

- 3 証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 4 証明書は、隊員を退いたときは、直ちに市長へ返還しなければならない。

(活動報告)

第14条 隊員は、毎月、活動の報告書を作成し、翌月5日までに市長及び事業者に、その活動の実施状況を報告しなければならない。

(守秘義務)

第15条 隊員及び受託事業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(受託事業者の役割等)

第16条 受託事業者は、行政との連携を密にして次の役割を果たすものとする。

- (1) 委嘱型隊員の募集・採用・雇用
- (2) 委嘱型隊員活動の進捗管理・調整
- (3) 委嘱型隊員活動の指導・支援
- (4) 委嘱型隊員活動に必要な情報収集・研究
- (5) 委嘱型隊員の活動終了後における定住支援
- (6) その他本事業の円滑な運営のために必要な事項

(市の役割)

第17条 市長は、隊員及び受託事業者の活動が円滑に実施できるよう、次の役割を果たすものとする。

- (1) 隊員の活動に関する各種調整支援
- (2) 市のホームページ等を利用した隊員活動の周知
- (3) 隊員の活動終了後における定住支援
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月31日から施行する。

(隊員の委嘱に係る期間)

- 2 令和元年度に委嘱を受けた隊員は、第4条第1項のただし書きの規定にかかわらず、事業者が隊員を雇用した日から起算して、最大3年まで延長することができるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月30日から施行する。